



山形県公報

令和8年7月17日（金）
第721号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…697
- 種畜証明書の交付の通報……………（畜産振興課）…698
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…701
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 放置違反金に関する規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）…702
- 監査結果の公表……………（監 査 委 員）…703
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…705

## 告 示

### 山形県告示547号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人庄内産直センター  
組合長理事 小林 隆範  
鶴岡市栃屋字天保恵65番地3
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |             |            | 変更年月日    |
|---------------------------|-------------|------------|----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後       | 備 考        |          |
| 榎本 直樹<br>玄米               | 同 左         | 国内産農産物に限る。 | 令和8年7月6日 |
|                           | 小林 隆範<br>玄米 |            |          |

## 山形県告示第548号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和8年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の<br>種 類 | 品 種         | 名 前                                                 | 飼 養 者               |                        |
|-------------|------------|-------------|-----------------------------------------------------|---------------------|------------------------|
|             |            |             |                                                     | 住 所                 | 名 称（氏 名）               |
| 11415411504 | 牛          | 黒毛和種        | 福 福 照<br>（全和黒原5881）                                 | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産研究所 |
| 11353388814 | 同          | 同           | 美 結 喜<br>（全和黒原6022）                                 | 同                   | 同                      |
| 11432620422 | 同          | 同           | 幸 紀 陸<br>（全和黒原6206）                                 | 同                   | 同                      |
| 11372427792 | 同          | 同           | 美 勝 喜<br>（全和黒原6253）                                 | 同                   | 同                      |
| 11385295593 | 同          | 同           | 福 秀 165<br>（全和黒15517）                               | 同                   | 同                      |
| 11569111589 | 同          | 同           | 丸 藤 3<br>（全和黒原6391）                                 | 同                   | 同                      |
| 11402424920 | 同          | 同           | 紀 多 桜<br>（全和黒原6638）                                 | 同                   | 同                      |
| 11658183503 | 同          | 同           | 福 之 音<br>（全和黒16067）                                 | 同                   | 同                      |
| 11377462651 | 同          | 同           | 舞 菊 美 津<br>（全和黒16099）                               | 同                   | 同                      |
| 11698907985 | 同          | 同           | 亀 之 美<br>（全和24子山形黒<br>1698907985）                   | 同                   | 同                      |
| 11706566111 | 同          | 同           | 真 王<br>（全和24子山形黒<br>1706566111）                     | 同                   | 同                      |
| 11397364829 | 同          | 同           | 弘 福 姫<br>（全和24子山形黒<br>1397364829）                   | 同                   | 同                      |
| 32606010001 | 豚          | ランドレー<br>ス種 | ヤマガタ ルーク<br>ヤマガタ 7 0003<br>（日豚L種L L 06<br>－A000053） | 酒田市浜中字八<br>窪 1      | 山形県農業総合研究センター<br>養豚研究所 |
| 32606010002 | 同          | 同           | ヤマガタ ルーク<br>ヤマガタ 3 0005<br>（日豚L種L L 06<br>－A000069） | 同                   | 同                      |
| 32606010003 | 同          | 同           | ヤマガタ ルーク<br>ヤマガタ 3 0005<br>（日豚L種L L 06<br>－A000068） | 同                   | 同                      |

|             |   |              |                                                              |   |   |
|-------------|---|--------------|--------------------------------------------------------------|---|---|
| 32206010001 | 同 | 大ヨーク<br>シャー種 | ユーロン ミヤボ<br>ク ヤマガタ 5<br>0003<br>(日豚W種WW06<br>－A000032)       | 同 | 同 |
| 31906010007 | 同 | デュロック<br>種   | フューチャー ゼ<br>ンノー ヤマガタ<br>5 0006<br>(日豚D種DD06<br>－A000192)     | 同 | 同 |
| 32206010002 | 同 | 同            | ユメサクラエース<br>フューチャー ヤ<br>マガタ 4 0007<br>(日豚D種DD06<br>－A000268) | 同 | 同 |
| 32306010003 | 同 | 同            | フューチャー ユ<br>メサクラエース<br>ヤマガタ 2 0003<br>(日豚D種DD06<br>－A000282) | 同 | 同 |
| 32506010002 | 同 | 同            | ユメサクラエース<br>フューチャー ヤ<br>マガタ 1 0011<br>(日豚D種DD06<br>－A000302) | 同 | 同 |
| 32606010004 | 同 | 同            | ユメサクラエース<br>フューチャー ヤ<br>マガタ 2 0005<br>(日豚D種DD06<br>－A000314) | 同 | 同 |
| 32606010005 | 同 | 同            | フューチャー ユ<br>メサクラエース<br>ヤマガタ 1 0002<br>(日豚D種DD06<br>－A000318) | 同 | 同 |
| 32606010006 | 同 | 同            | ユメサクラエース<br>フューチャー ヤ<br>マガタ 4 0003<br>(日豚D種DD06<br>－A000319) | 同 | 同 |
| 32006010010 | 同 | パークシャ<br>ー種  | ドイツシヤム オ<br>カ15 ヤマガタ 3<br>0004<br>(日豚B種BB06<br>－A000047)     | 同 | 同 |

|             |   |       |                                                                |                  |      |
|-------------|---|-------|----------------------------------------------------------------|------------------|------|
| 32106010007 | 同 | 同     | ドイツシヤム オ<br>カ15 ヤマガタ 5<br>0002<br>(日豚B種B B06<br>ーA000054)      | 同                | 同    |
| 32206010004 | 同 | 同     | ラセツター オカ<br>15 ヤマガタ 7<br>0005<br>(日豚B種B B06<br>ーA000065)       | 同                | 同    |
| 32206010006 | 同 | 同     | ラセツター デイ<br>ツシヤム ヤマガ<br>タ 1 0003<br>(日豚B種B B06<br>ーA000069)    | 同                | 同    |
| 32306010007 | 同 | 同     | ドイツシヤム ラ<br>セツター ヤマガ<br>タ 1 0007<br>(日豚B種B B06<br>ーA000077)    | 同                | 同    |
| 32506010004 | 同 | 同     | ラセツター モア<br>ホルム ヤマガタ<br>4 0003<br>(日豚B種B B06<br>ーA000093)      | 同                | 同    |
| 32606010007 | 同 | 同     | ソルトウェイピー<br>タ デイツシヤム<br>ヤマガタ 2 0004<br>(日豚B種B B06<br>ーA000096) | 同                | 同    |
| 32606010008 | 同 | 同     | ドイツシヤム モ<br>アホルム ヤマガ<br>タ 3 0007<br>(日豚B種B B06<br>ーA000097)    | 同                | 同    |
| 32606010009 | 同 | 同     | ナマアベル ソル<br>トウェイピータ<br>ヤマガタ 3 0001<br>(日豚B種B B06<br>ーA000098)  | 同                | 同    |
| 32606010010 | 同 | 同     | ナマアベル ソル<br>トウェイピータ<br>ヤマガタ 3 0003<br>(日豚B種B B06<br>ーA000100)  | 同                | 同    |
| 22606010011 | 馬 | 日本輓系種 | 北 斗<br>(日馬血 30506<br>0001)                                     | 東田川郡三川町<br>青山218 | 森林牧場 |

山形県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 17 日から同月 31 日まで縦覧に供する。  
令和 8 年 7 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|-----------------------------|------|-----------------------|---------|
| 山形市穂積73番 5 から<br>同 64番 3 まで | 旧    | 43. 5 メートル<br>} 42. 1 | 43 メートル |
| 同 上                         | 新    | 49. 7 メートル<br>} 42. 1 | 同 上     |

山形県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和 8 年 7 月 17 日から同月 31 日まで縦覧に供する。  
令和 8 年 7 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市穂積73番 5 から  
同 64番 3 まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 17 日

山形県告示第551号

次の開発行為は、完了した。  
令和 8 年 7 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和 8 年 5 月 21 日 指令村総建第117号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東根市中央東一丁目7920番 1、7920番24、7920番30、7920番49、7934番 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ

公安委員会関係

規 則

放置違反金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 8 年 7 月 17 日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 柴 田 曜 子

山形県公安委員会規則第 6 号

放置違反金に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に関する規則（平成18年 5 月県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条中「掲示」を「措置」に改める。  
第10条を次のように改める。

（公示送達）

第10条 法第51条の4第18項の規定による公示送達は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を山形県公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を山形県公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

別記様式第2号中

|   |                                                                |   |
|---|----------------------------------------------------------------|---|
| 「 | (5) 公示による納付命令の場所<br>山形県公安委員会の掲示板（山形県山形市松波二丁目8番1号所在）            | を |
|   | (6) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(5)の掲示板に表示することにより行います。        | 」 |
| 「 | (5) 公示による納付命令の場所<br>山形県公安委員会の掲示板（山形県山形市松波二丁目8番1号所在）又は山形県ホームページ | に |
|   | (6) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(5)の場所に表示することにより行います。         | 」 |

改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番          | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-----------------|----|------------|
| 飽海郡遊佐町野沢字上野沢31番 | 田  | 3,285      |
| 飽海郡遊佐町野沢字上野沢87番 | 田  | 2,511      |

#### 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

#### 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

#### 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期  | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|---------|------|--------------|
| 令和8年12月 | 10年  | 231,840円     |

#### 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年7月31日までに意見書を提出することができる。

（1）意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先  
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 8 年 5 月から同年 6 月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 17 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 加 | 賀 | 正 | 和 |
| 山形県監査委員 | 小 | 松 | 伸 | 也 |
| 山形県監査委員 | 柴 | 田 |   | 優 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   |   | 乃 |

第 1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要のある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関16箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関         | 実 施 年 月 日       | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------------|-----------------|-------------|-------|
| 東 京 事 務 所           | 令和 8 年 5 月 15 日 | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 名 古 屋 事 務 所         | 令和 8 年 6 月 4 日  | 小松委員        | 海老名委員 |
| 大 阪 事 務 所           | 令和 8 年 6 月 5 日  | 小松委員        | 海老名委員 |
| 農業総合研究センター水田農業研究所   | 令和 8 年 6 月 9 日  | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所 | 令和 8 年 6 月 9 日  | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所   | 令和 8 年 6 月 9 日  | 加賀委員        | 柴田委員  |
| 農業総合研究センター養豚研究所     | 令和 8 年 6 月 9 日  | 小松委員        | 海老名委員 |
| 港 湾 事 務 所           | 令和 8 年 6 月 9 日  | 小松委員        | 海老名委員 |

|                   |           |      |       |
|-------------------|-----------|------|-------|
| 最 上 電 気 水 道 事 務 所 | 令和8年6月9日  | 小松委員 | 海老名委員 |
| 酒 田 電 気 水 道 事 務 所 | 令和8年6月12日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 置 賜 電 気 水 道 事 務 所 | 令和8年6月12日 | 小松委員 | 海老名委員 |
| 東 北 農 林 専 門 職 大 学 | 令和8年6月15日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 農 林 大 学 校         | 令和8年6月15日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 農業総合研究センター畜産研究所   | 令和8年6月15日 | 加賀委員 | 柴田委員  |
| 農業総合研究センター園芸農業研究所 | 令和8年6月15日 | 小松委員 | —     |
| 村 山 電 気 水 道 事 務 所 | 令和8年6月15日 | 小松委員 | —     |

### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 港湾事務所

##### (イ) 収入の調定が適切でないもの

##### (内容)

調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの  
港湾使用料及び占用料

調定すべき日 令和7年4月1日

調定手続日 令和7年9月9日

調定額 768,000円

#### ロ 東北農林専門職大学

##### (イ) 支出事務が適切でないもの

##### (内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

役務費（牛肉の分析官能評価検査）

請求書受理日 令和7年8月26日

支払期限 令和7年9月9日

支払日 令和8年3月9日

支出額 1,962,400円

#### ハ 村山電気水道事務所

##### (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

##### (内容)

支払期限内に支払をしていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和7年度 朝日川筋河川環境影響調査業務委託

請求書受理日 令和7年10月10日

支払期限 令和7年10月24日

支払日 令和7年11月7日

支出額 935, 000 円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から 1 箇月を超えて遅延した 1 万円以上のもの（農業総合研究センター畜産研究所）

ロ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（病虫害防除所庄内支所、東京事務所）

(ロ) 支払の遅延により、遅延利息を発生させたもの（鶴岡電気水道事務所）

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（農業総合研究センター畜産研究所）

(ニ) 代金の支払を検査が完了した日から 2 箇月を超えてしていないもの（農業総合研究センター園芸農業研究所）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和 8 年 5 月 8 日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和 8 年 7 月 17 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 加 | 賀 | 正 | 和 |
| 山形県監査委員 | 小 | 松 | 伸 | 也 |
| 山形県監査委員 | 柴 | 田 |   | 優 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   |   | 乃 |

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項      | 措 置 の 内 容                                                                    |
|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 北村山高等学校     | 支出事務が適切でないもの | 定例の収入・支出見込みについて年間スケジュール表を作成するとともに、毎月初めに前月の処理状況を複数人で確認できる体制を構築し、支払遅延の防止を徹底する。 |

令和8年7月17日印刷  
令和8年7月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県